

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松江市長

市町村名 (市町村コード)	松江市 (32201)	
地域名 (地域内農業集落名)	東出雲地区 (内馬)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化・後継者不在が課題である。
- ・1筆あたりの面積が小さいため、機械作業が効率的ではない。
- ・イノシシなど鳥獣被害が多い。
- ・各々の経営規模が小さいため集落で全て集積しても1集落ではやっていけない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・栽培作物は水稻とする。
- ・集落に隣接する農業法人及び地域の中心的な経営体に集積する。
- ・多面的機能支払交付金活動組織を利用し農地、農道、ため池、水路等の維持管理を行う。
- ・1区画あたりの面積が小さいため、進入路の傾斜がきつかったり、幅が狭い等で大型機械が入りづらいところの整備を行う。
- ・畦畔を除去し区画を大きくする。
- ・有害鳥獣対策のため鉄柵で囲う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・地域として守っていける農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・機構集積協力金を活用し、集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域計画区域内は、全て中間管理機構を活用し、中心的な2経営体で管理する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要があれば、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・必要があれば、今後検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要があれば、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策のため地域内農地を鉄柵及び電柵で囲う。
 ⑦多面的機能支払交付金活動組織を利用し農地、農道、ため池、水路等の維持管理を行う。